物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四及び第五十九に掲げるものを除く。）、ふとも属植物、マンゴウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、もちのき属植物、ももたまな属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物（付表第三十五に掲げるものを除く。）、なす科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。）、ばら科植物（付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。）及びみかん科植物（付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六及び第六十五に掲げるものを除く。）の生果実	（略）	（略）
二～十七　（略）		

付表

一～六十四　（略）

六十五　ペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるうんしゆうみかんの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四及び第五十九に掲げるものを除く。）、ふとも属植物、マンゴウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、もちのき属植物、ももたまな属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物（付表第三十五に掲げるものを除く。）、なす科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。）、ばら科植物（付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。）及びみかん科植物（付表第四から第八まで、第三十九、第四十五及び第五十六に掲げるものを除く。）の生果実	（略）	（略）
二～十七　（略）		

付表

一～六十四　（略）

（新設）